

メキシコにおける税務の留意点について

2021年11月26日

JETRO PF事業コーディネーター

松本 祥一郎

(Fair Consulting México)

- 1. メキシコ税制の概要**
- 2. 法人所得税の留意点**
- 3. 付加価値税の留意点**
- 4. 個人所得税の留意点**

1.メキシコ税制の概要

1. メキシコ税制の概要

	種類	概要
連邦税	法人所得税 (ISR)	税率30%(一部例外あり)、月次予定申告納付制度あり。繰越欠損金の利用は10年間
	個人所得税 (ISR)	最高35%(累進)、給与所得は法人が源泉納付
	付加価値税 (IVA)	16%、月次で申告納付、輸出は0%
	輸入関税 (IGI)	関税分類コード、貿易協定等によって税率に差異
	生産サービス特別税 (IEPS)	高カロリー食品、アルコール、たばこ等の輸入、製造、販売に対する課税
	新車税 (ISAN)	定員15名までの乗用車及び貨物積載量4250キログラム以下のトラックの新車販売に際して課税、税率は自動車本体価格により異なる
地方税	給与税	税率は給与総額の約2-3%(州により異なる)、月次で申告納付
	自動車所有税 (Tenencia)	税率は州により異なる
	宿泊税	税率は州により異なる(2%前後)
	不動産取得税	税率は市町村により異なる(2%前後)
	固定資産税	税率は市町村により異なる

2.法人所得税の留意点

2. 法人所得税の留意点 (1/7)

- スペイン語、ペソ建による記帳
- 月次での予定納税 (毎月17日)

当年度の累計名目所得に前年度の「課税所得÷年間名目所得」で計算した利益係数を乗じて計算した課税所得から繰越欠損金を控除した金額に税率 (30%) を乗じて計算 (前月との差額が月次の予定納付金額)。当年度の実際の利益水準が前年度ベースの数値を下回る場合、納税者からの申請に基づき当局の承認を得た場合、後期 (7月以降) に利益係数の減少が可能 (資金繰り等ではなく、実際の課税所得が減少する見込みが必要である点等、2022年改正により明確にされる見込みで、当年度の利益係数が前年を下回らなかった場合には修正申告の上、Recargoの支払が必要とされる)。

- 会計上の収益、費用との認識のタイミングの違い

益金

課税所得計算上の益金は、以下の①～③のいずれかを満たした場合。前受金も益金として課税されるため、会計上の収益認識基準とはタイミングが異なる。

- ① 資産の譲渡または役務提供の完了
- ② 対価が記載された電子インボイス (Factura/CFDI) の発行
- ③ 対価が確定した取引に係る代金の全部または一部の受領

損金

電子インボイス (Factura) の受領。会計上前払であっても損金算入 (売上原価を構成する在庫等を除く) される。

2. 法人所得税の留意点 (2/7)

● 損金算入のための一般的要件

- ✓ 要件を満たす寄付金を除き、事業に不可欠な費用である
- ✓ 電子インボイス (Factura/CFDI) による裏付けがある
- ✓ 車両等の燃料または2,000ペソを超える支払については、電子送金またはカードによる支払である
- ✓ 源泉徴収が必要な取引について、適切に義務を履行している
- ✓ Factura上、付加価値税 (IVA) が適切に区分掲記されている
- ✓ 福利厚生費については、全従業員に一律に付与されている
- ✓ 輸入品の取得価格は税関価格を超えない

2. 法人所得税の留意点 (3/7)

● 損金不算入項目の例

項目	概要
交際費・接待費	商品または役務提供に直接関連するもの、顧客一般に提供されるものを除く
旅費・出張費	以下のものは損金不算入 ・ 納税者の事業所の周囲50km圏内の旅費 ・ 税務証明書(Facura)の裏付のないもの ・ 1日1人750ペソを超える食事代(海外は1500ペソ) ・ 1日850ペソを超えるレンタカー代 ・ 1日3,850ペソを超える宿泊代
制裁金・損害賠償金	無過失責任・不可抗力等によるものを除く
引当金	評価性、負債性引当金
レストランでの飲食代	91.5%は損金不算入(上記旅費の要件を満たすものは全額損金算入)
従業員に対する非課税所得の支給	支払総額に0.53を乗じた金額は損金不算入(当該支払が前年より減少していない場合には0.47)

2. 法人所得税の留意点 (4/7)

● 損金不算入項目の例 (続き)

項目	概要
減価償却費超過額	<p>税務上、以下の償却率で計算した年間の償却限度額を超える金額は損金不算入。年度途中で取得した資産については、1か月全体にわたり使用された月数に応じた償却限度額となる。</p> <p>(資産の年間償却率の例)</p> <ul style="list-style-type: none">• 建物 5%• 自動車 25%• 事務所用備品 10%• パソコン 30%• 機械設備(一般的なもの) 10%(種類、用途により異なる) <p>また、自動車について、取得価額が175,000ペソ(電気自動車等は250,000ペソ)を超える部分は減価償却による損金算入不可。</p>

2. 法人所得税の留意点 (5/7)

● インフレ調整

貨幣性資産負債の純額に前年末からの消費者物価指数 (Índice Nacional de Precios al Consumidor) の変動率 (2021年は9月時点で+4.9%) を乗じて計算

貨幣性資産 > 貨幣性負債 → 損金増加 (債権の経済的価値が減少)

貨幣性資産 < 貨幣性負債 → 益金増加 (債務の経済的価値が減少)

● 過少資本税制

負債と資本の比率が3:1を超過した場合に、海外関連者に対する当該税制対象負債に係る支払利息等の損金算入を超過金額部分に応じて制限する制度。資本の金額は①会計上の純資産、②税務上の資本 (CUCA) と未処分利益 (CUFIN) の合計を選択適用可能であるが、2022年税制改正により、②について繰越欠損金の考慮が要求される可能性あり。

メキシコ連邦所得税法上、為替差異は利息と同様の取り扱う旨の規定があり、対象負債には有利子負債のみならず外貨建債務を含み、利息等には当該債務から生じる為替差異金額を含む。

2. 法人所得税の留意点 (6/7)

● 過大利子支払税制

純支払利子（支払利息－受取利息－20百万ペソ（グループベース））が調整後課税所得（課税所得＋支払利息＋減価償却費等）の30%を超過する場合には、当該超過部分は損金不算入。

ただし、過少資本税制を補完する目的で設けられた規制であり、過少資本税制の損金不算入額と比較して、いずれか大きい方が当該年度の損金不算入となる。なお、損金不算入となる利息を発生させている負債については、インフレ調整計算の対象から除外される。

● 低税率国への支払に係る損金不算入

メキシコから低税率国（法人税率がメキシコの法人税率30%の75%（22.5%）よりも低い国）に所在する関連者に対する直接または間接の支払に関する費用は損金不算入。実態を伴う取引は対象外とされているものの、関連者がメキシコと租税条約（情報交換協定）を締結している国に存在することを証明する、という要件があり、メキシコとの租税条約締結が未了となっているタイ、ベトナム等の関連者との取引については当該規定の影響を受ける可能性がある。

● 労働者利益分配金（PTU）制度

課税所得の10%を従業員（役員等を除く）に配賦

2. 法人所得税の留意点 (7/7)

● 移転価格税制

- ✓ OECDガイドラインに概ね準拠する形で下記の規制が設けられている。
- ✓ 国外居住の関連者との取引価格は、独立企業間価格を考慮して決定することとされ、当該独立企業間価格は、独立価格批准法（CUP）を原則とし、これが適切でない場合に、再販売価格法（RP）、原価基準法（CP）、利益分割法（PS）、残余利益分割法（RPS）、取引単位営業利益法（TNMM）の優先順位で適用を検討。
- ✓ 関連者とは、資本・経営への直接または間接の関与等とされ、数値基準は設けられていない。
- ✓ メキシコ国内の関連者との取引については現在対象とされていないものの、将来的な税制改正の可能性もあり留意。

	対象会社	提出期限
移転価格文書 (ローカルファイル)	前年度売上が13百万ペソ以上(プロフェッショナルサービス収入3百万以上)で海外関連会社と取引のある企業	提出義務なし、3月までには作成、保管することが望ましい。
Form76(重要取引に関する報告)	SATの指定する重要取引(一定金額以上の移転価格調整など)を行う企業	四半期毎(四半期末から2か月後)
税務関連情報申告書 (ISSIF)	<ul style="list-style-type: none">課税収入が842,149,170ペソ(金額は通常毎年改訂)以上の企業海外との取引が100百万ペソを超える企業	3月末
DIM (Anexo9)	全メキシコ企業 (Anexo9は海外関連者との取引に係る情報)	3月末 (Anexo9以外は2/15)
BEPS行動計画13に係る各種文書(マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書)	<ul style="list-style-type: none">課税収入が842,149,170ペソ以上(金額は通常毎年改訂)の企業国別報告書は連結売上高が12,000百万ペソ以上の企業	翌年12月

3.付加価値税（IVA）の留意点

3. 付加価値税（IVA）の留意点（1/3）

● 課税対象行為

(1)財の販売、(2)サービスの提供、(3)リース・レンタル、(4)財・サービスの輸入

● 月次で確定申告・納付

対象月に発生した付加価値税（IVA）に関する取引を集計、翌月17日（納税者番号毎に数日の猶予あり）までに申告・納付義務。申告書は法人所得税予定納付、給与源泉税等、他の連邦法人税と併せて作成。

仮受IVA > 仮払IVA → 支払発生

仮受IVA < 仮払IVA → 還付対象IVAの発生

※仮受IVAは売上等、仮払IVAは輸入、購買等に付随して発生する付加価値税

● 入金、出金ベース（キャッシュフローベース）

入金、出金があるまでは付加価値税に係る債権債務が確定しない。帳簿上、確定・未確定の付加価値税勘定の区分管理が必要

3. 付加価値税（IVA）の留意点（2/3）

● 還付対象IVAの取扱い

以下の2通りの方法のいずれかにより回収。②の還付請求を提出した場合は、その後の相殺は不可。

① 将来発生するIVA支払債務と相殺

IVA債務のみとの相殺、他の種類の税金（法人所得税、源泉税等）との相殺は不可

② 還付請求（月別）

月別実施、申請後、SATは40日以内に応答義務。追加資料請求、調査等が行われた場合、完了までの間SATの応答義務に係る日数は進行しない。

● 仕入税額控除の制限

法人所得税の計算上、損金不算入とされた取引は、IVAの仕入税額控除も不可。

3. 付加価値税（IVA）の留意点（3/3）

● IVA還付申請の留意点

IVA還付審査において、SATは下記の点等に着眼して審査を実施

- ✓ 納税者情報の整合性
- ✓ サプライヤー等第三者からSATが入手した情報との整合性
- ✓ サプライヤーの税務義務等履行状況
- ✓ 利益率や還付金額等について、同業他社等との比較情報からの乖離状況
- ✓ 税務義務履行状況等、納税者の過去の動向

還付申請は月次申告書単位で実施。上記の観点から、スムーズなIVA還付のため、以下のようなオペレーションを確立することが推奨される

- ✓ 納税義務の履行
- ✓ 税務コンプライアンスの観点で、信頼性のあるサプライヤーの選定、取引実施
- ✓ 銀行入出金と会計帳簿の整合性の確保
- ✓ 資金源の透明性の確保
- ✓ 仮払IVAについて、IVA法第5条等、法令に準拠した経理・税務処理
- ✓ 健全なサプライヤーの選定

4.個人所得税の留意点

4. 個人所得税の留意点

- **居住者→全世界所得が課税対象**

出向者等、日本渡し、親会社負担給与等がある場合には、別途個人としての月次申告義務が発生する場合もあり留意

- **年度確定申告義務**

年間の所得金額が400,000ペソを超える場合には、個人として、年度の確定申告義務あり

- **非居住者への人的役務提供に対する対価（給与含む）**

非居住者に対する給与の場合、支払を行う企業は以下に従って計算した税金を源泉徴収、納付を行う必要がある。

- ① 給与が暦年で125,900ペソを超えない金額 → 免税
- ② 上記①を超え、1,000,000ペソ以下の金額 → 15%
- ③ 1,000,000ペソを超える金額 → 30%

JETRO PF事業コーディネーター

日本国公認会計士・税理士

松本 祥一郎（まつもと しょういちろう）

（所属：Fair Consulting Mexico S.C.）



あずさ監査法人にて、日系グローバル企業、外資系企業を中心に多様な業種の会計監査、内部統制監査、IFRS導入支援等の業務に従事。

その後、事業会社（製造業）の在アフリカ工場拠点及び在米国サブ連結拠点子会社において、管理部門責任者として現地の会計、税務、M&A等の実務に携わった。

Fair Consulting Groupでは、2021年4月よりメキシコ拠点に駐在し、財務会計、現地法人管理支援等を中心とした各種コンサルティングサービスを提供。

※当講演内容やフェアコンサルティンググループのソリューションに関するお問い合わせは株式会社フェアコンサルティング まで

grm@faircongrp.com（グループ共通 問合せアドレス）

+81-3-3541-6863（東京）

+81-6-6451-9201（大阪）

+81-52-228-9496（名古屋）

+81-92-752-2299（福岡）